

第三十一号議案

江戸川区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年二月十七日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例

江戸川区立幼稚園使用条例（昭和二十九年三月江戸川区条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「（以下「規則」という。）」を削り、「月額六千円を限度として規則で定める額」を「一日当たり五百円」に改める。

第五条第三号中「、この条例」を「この条例」に改める。

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（説明）

一時的に保護者による保育が困難になる状況等を考慮して行う保育の保育料の限度額を撤廃するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。